

市立市民館

SETTSU

ハンドブック

市の花…
「ツツジ」



市の木…「クスノキ」



市の鳥…「カルガモ」



市のマスコット

キャラクター

…「セッピー」



もくじ

- P. 1 … 公民館ってなに？
- P. 2 … 摂津市の公民館は？
- P. 3 … 各部屋の申込ってどうするの？
- P. 4 … 各公民館の部屋の使用料ってどのくらい？
- P. 5 … 申請した部屋の「キャンセル」・「変更」ってできるの？
- P. 6 … 使用(利用)に関する注意事項はありますか？
- P. 7 … 公民館(登録)クラブって？
- P. 8 … 摂津市の公民館の活動は？
- P. 9 … 各公民館の所在地・連絡先等は？

公民館ってなに？ ※法律のことを記載しております

- 地域の中心的社会教育施設。
- 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行ない、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法 第20条)
- 公民館は、市町村が設置する。(社会教育法 第21条第1項)
- 公民館は、市町村が設置する場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができない。(社会教育法 第21条第2項)
- 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。(社会教育法 第21条第3項)
- 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行なう。ただし、社会教育法及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。(社会教育法 第22条)
 - 1 定期講座を開設すること。
 - 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
 - 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
 - 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
 - 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
 - 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- 公民館は、次の行為を行なってはならない。(社会教育法 第23条)
 - 1 もっぱら営利を目的として事業を行ない、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 2 特定の政党の利害に関する事業を行ない、又は公私の選挙に関し、宗派若しくは教団を支援してはならない。

摂津市の公民館は？ ※摂津市の公民館も上記の法律・市条例に基づき、管理・運営しております。

■摂津市には、「千里丘公民館」、「安威川公民館」、「味生公民館」、「新鳥飼公民館」、「鳥飼東公民館」の5公民館があります。

公民館は、いろいろな層の人たちや、様々な考えや趣味をもった人たちが自由に、気軽に利用できる場所として開放されています。市内に在住し、在勤し、もしくは在学する個人又は市内で活動する団体(公民館(登録)クラブ・自治会・PTA等)なら、どなたでもご利用になれます。

■摂津市立5公民館の開館時間・休館日等

(開館時間) 午前9時～午後10時 ※原則、受付時間も同様とします。

※印刷機のご利用時間は、午前9時～午後5時

(休館日) 毎月第4金曜日 及び 12月29日～翌年1月3日

※ただし、台風等の自然災害時には、臨時休館することもあります。

■部屋のご利用時間帯区分

①午前(午前9時～正午) ②午後(午後1時～午後5時) ③夜間(午後6時～午後10時)

基本的には、①、②、③の時間帯区分となり、これらに加え、

④昼間(午前9時～午後5時) ⑤昼夜(午後1時～午後10時) ⑥全日(午前9時～午後10時)

もご利用可能となります。

※「正午～午後1時」、「午後5時～午後6時」については、次の使用のために点検・準備等をします。

④・⑤・⑥の区分で申請された団体の場合は、別とします。

⑦ その他、各公民館は台風等の自然災害時に、摂津市防災管財課から連絡を受けた場合、避難所として開設することがあります。

P. 2

各部屋の申込んでどうするの？

▼ご利用になりたい公民館に行き、窓口で使用許可申請書に必要事項を記入し、申込み(受付)をします。

※電話による仮予約等の受付はしていません。

必ず窓口で申込み(受付)を行ない、使用料を公民館に納めたら予約完了となります。

【申込時の注意点】

・使用の目的が法律、摂津市条例の範囲であること

(例1)「物品の販売など、営利を主な目的で活動する場合」→ 法律の範囲外なので**申込み不可**

(例2)「特定の政党や候補者の利害に関する活動の場合」→ 法律の範囲外なので**申込み不可**

(例3)「特定の宗教に関する活動の場合」→ 法律の範囲外なので**申込み不可**

※この他にも申込みを不可する場合がありますので、詳しくは各公民館窓口でお聞きください。

・貸室申込みの対象としては、市内に在住・在勤・在学の方が構成員とする団体

(例1) 公民館(登録)クラブ、自治会、PTA等

※原則、団体は5名以上であり、かつ、摂津市内の方が構成員であることが条件

・申込み(受付)は、使用日の3カ月前から可能です

☆午前9時の開館と同時に申込み(受付)を開始しますので、利用日が重なった場合は、抽選等(当事者同士の話し合い、ジャンケン等も含む)になります。

この場合は先着順ではございませんので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

(例1)「午前8時に並ばれた方」と「午前8時45分に並ばれた方」でも条件は同じです。

・原則、個人への貸室申込みは、受付していません

※その他、「聞きたいこと」「知りたいこと」などがあれば、お近くの公民館までお問合せください。

P. 3

各公民館の部屋の使用料ってどのくらい？ ※使用料は、下記の表のとおりとなります。

使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
学習室 講座室1・2 和室 生活実習室 創作(工作)室 音楽室 幼児(託児)室	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円
集会室	700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
大ホール	1,500円	2,000円	2,000円	3,500円	4,000円	5,500円

※1 「集会室」は、安威川公民館以外の各公民館 「大ホール」は、安威川公民館のみです。

※2 安威川公民館の大ホールには附属設備があり、こちらを使用する場合にも下記の使用料が必要です。

電動観客席…1,500円、音響反射板…1,000円、音響調整卓(マイク等)…1,000円、
舞台照明器具…1,000円、グランドピアノ(1台)…1,000円

※3 公民館には「**減免制度**」というものがあります。

例えば、公民館(登録)クラブや社会教育団体、社会福祉団体の減免額は、使用料の4割減免です。

P. 4

詳しいことは、お近くの公民館までお問合せください

申請した部屋の「キャンセル」・「変更」ってできるの？

◆使用日を含む4日前までなら「キャンセル」・「変更」が可能です。

なお、これ以降の「キャンセル」・「変更」は受付いたしませんので、ご了承ください。

ただし、台風等の自然災害で公民館が臨時休館となり、使用できなくなった場合は別とします。

【「使用日を含む4日前まで」の例】

申請された使用日を「**5月30日**」とします。この場合の「キャンセル」・「変更」が可能な日は、
「使用日含む4日前まで」なので、「**5月27日**」までとなります。

◆キャンセルの場合

公民館指定の摂津市公民館使用料還付金請求書に必要事項を記入の上、キャンセルの手続きを行なってください。

キャンセルをした場合は、**使用料(申込み時)の4割**及び**附属設備使用料の全額**(減免を受けられた場合は、減免後の額)を返金しますので、必ず印鑑をご持参ください。

◆変更の場合

公民館指定の摂津市公民館使用変更許可申請書に必要事項を記入の上、貸室申請された公民館に提出してください。

「変更」については、「**使用日**」につき、**1回限り**とさせていただきます。ご了承ください。

なお、公民館といたしましては、「**変更**」手続をお勧めいたします。

P. 5

使用(利用)に関する注意事項はありますか？

●使用(利用)に関して、いくつか注意していただく点があります。

- (1) 各公民館内は、**全面禁煙**
- (2) 各公民館内は、原則として**飲食禁止**
ただし、各公民館によって飲食可能な場所があります ※各公民館にご確認ください
- (3) **ビール・酒等、アルコール類**の持込みは禁止
- (4) 使用の際に出た**ゴミ**等(生活実習室使用で出たゴミも含む)は各自持ち帰ること
- (5) 使用後は必ず掃除をし、使う前の状態にすること ※掃除道具等については、事務所までお尋ねください
- (6) 使用後は照明、冷暖房器具等のスイッチを切ること
- (7) 生活実習室で調理した食品の持ち出しは禁止 **※食品衛生法上**
- (8) **部屋の使用後は、事務所に使用報告書を必ず提出すること**
※使用報告書がわからなければ、お気軽にお尋ねください。

㊦安威川公民館の音楽室では、大ホール利用の際に出演者の出入口、及びリハーサル室を兼ねていますので、先に音楽室の使用申請を受けていても、大ホール利用を最優先する場合があります。
大ホール利用の申請と重なった場合は、使用日の変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

P. 6

公民館(登録)クラブって？

★「摂津市立公民館クラブ登録基準」に基づき、各公民館で登録されたクラブのことです。

公民館(登録)クラブとは、公民館を定期的に使用(利用)して、摂津市の社会教育(教育・文化・スポーツ等)の向上・発展に寄与する目的により組織された団体で、公民館館長の登録承認を受けた団体を言います。

登録には様々な条件があります。詳しいことは、お近くの公民館へお問合せしていただくか、窓口までお越しください。

★色々な内容のクラブが活動されています

【文化】

囲碁、将棋、書道、習字、手芸、陶芸、料理
三線、三味線、ギター、リコーダー、吹奏楽、大正琴
コーラス、民謡、カラオケ、子ども絵画 など

【スポーツ】

ヨガ、フラダンス、フォークダンス、太極拳、盆踊り
ゲートボール、社交ダンス、キッズダンス など



P. 7

摂津市の公民館の活動は？ ※主な活動は、下記の表通りとなります。

月	活動内容
5月	味生公民館まつり、鳥飼東公民館まつり
6月	千里丘公民館まつり、公民館合同事業「クラブ交流研修会」
8月	平和パネル展(安威川公民館)
10月	安威川公民館まつり、新鳥飼公民館まつり
3月	公民館合同事業「キッズなかよし発表会」

この他にも、各公民館で行事・イベント(サロンコンサート・ロビーコンサート等)を行なったり、毎月たくさんの講座を開催しております。 ※公民館講座については、広報せつつに掲載しております。

**公民館では、地域の皆さまに楽しく・快適にご利用いただけるよう、
常日頃から様々な活動を頑張っております！**

P. 8

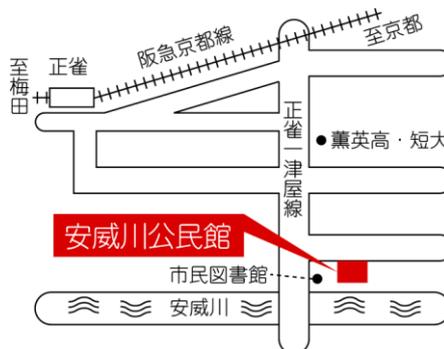
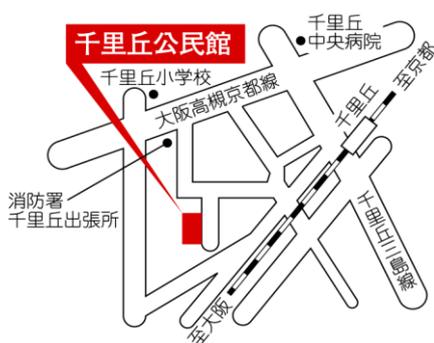
各公民館の所在地・連絡先等は？

千里丘公民館

住所 摂津市千里丘 3-9-47
TEL 06-6387-5789
FAX 06-6387-5854

安威川公民館

住所 摂津市正雀 4-9-28
TEL 06-6383-6690
FAX 06-6383-6687



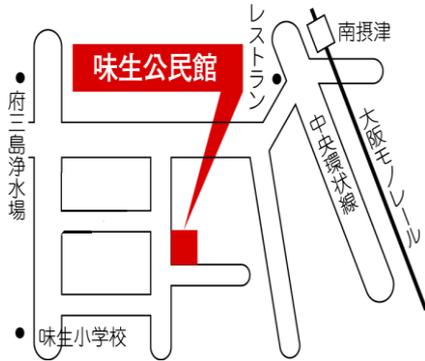
P. 9

味生公民館

住所 摂津市一津屋 1-16-13

TEL 06-6340-9700

FAX 06-6340-9701

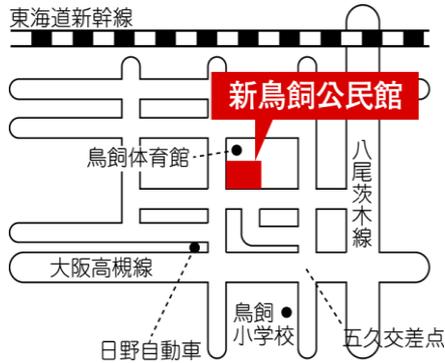


新鳥飼公民館

住所 摂津市鳥飼本町 1-9-45

TEL 072-654-6954

FAX 072-654-6973

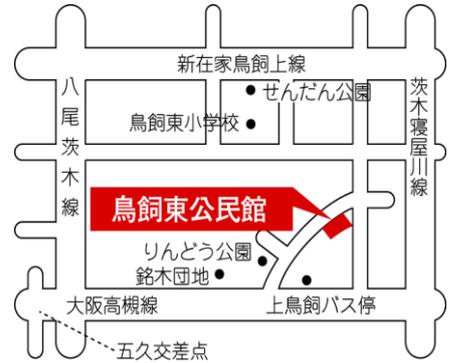


鳥飼東公民館

住所 摂津市鳥飼上 2-3-55

TEL 072-653-5735

FAX 072-653-5740



思いやり 感謝 節約 環境

奉仕 あいさつ

人間基礎教育

摂津市
摂津市教育委員会